

議会議案第20号

杉山愛子議員に対する問責決議

地方自治法第112条及び須崎市議会会議規則第14条第1項の規定により  
上記議案を別紙のとおり提出します。

令和7年12月17日

須崎市議会議長 土居 信一 様

提出者	須崎市議会議員	西村 泰一
賛成者	須崎市議会議員	大崎 宏明
	同上	吉野 寛招
	同上	松田 健
	同上	森光 一晴
	同上	森田 收三
	同上	高橋 立一
	同上	海地 雅弘
	同上	佐々木 學
	同上	山本 啓介
	同上	高橋 祐平

## 杉山愛子議員に対する問責決議

議会運営における最高規範である須崎市議会基本条例第6条で、議員の責務として「議員は、その立場を利用した影響力を不正に行使し、又は市民の疑惑若しくは不信を招く行為を行ってはならない。」と規定されている。

しかしながら、杉山愛子議員は令和6年8月30日、市民の通報により議決前人事案件の漏洩が発覚し、議長より厳重注意処分を受けた。

令和7年3月にはSNS上での肖像権に係る不適切な事案が発覚。3月3日、3月7日の両日、市民より苦情と議会としての対応を求められる通報があり、議長より厳重注意処分を受けた。

令和7年11月25日には執行部よりの報告でSNS上での不適切な掲載が発覚した。

又、高圧的と取られかねない担当課長等の会派室への呼び出し、業務に支障がでるおそれのある長時間の拘束に対し、市長より議長を通じ是正を求められた。

定例会においては、通告なしの議案への質疑、通告なしの一般質問等、議会ルールの遵守に欠落した行動が見受けられる。

よって、これらの行為について総合的に判断し、須崎市議会として杉山愛子議員に対し、反省と再発防止を求め問責するものである。

以上、決議する。

令和7年12月17日

須崎市議会